資料編

目　次

1.　一　般

10　一　般

10 － 1	違法伐採とはなにか。	22
10 － 2	違法伐採の現状はどのようになっているのか。	22
10 － 3	なぜ、我が国で違法伐採対策に取り組む必要があるのか。	22
10 － 4	日本政府はどのような対策を講じてきたのか。	22
10 － 5	このガイドラインは国内、海外を問わず適用されるのか。	23
10 － 6	このガイドラインに示された証明方法以外は認められないのか。	23
10 － 7	ガイドラインの見直しはいつ行うのか。	23
10 － 8	材料の一部に木材・木材製品を使用している製品はガイドラインの対象になるのか。	23

11　グリーン購入法・基本方針

11 － 1	政府調達とはどの機関が行う調達をいうのか。	24
11 － 2	調達の対象は、合法性、持続可能性の両方が満たされたものなのか。	24
11 － 3	長期に保有している木材、木材製品（在庫）についてはどのような扱いになるのか。	24
11 － 4	グリーン購入法の基本方針において、平成18年3月31日時点で在庫品であったものについては、合法証明の必要はないとしているが、3月31日以前に販売契約を締結している立木についても、在庫品として位置づければ合法証明の必要はないのか。	24
11 － 5	木製扉は特定調達品目か。	25
11 － 6	対象品目は今後増えていくのか。具体的には、システムキッチンや床材は対象品目になるのか。	25
11 － 7	国や都道府県の施設や住宅はグリーン購入の対象となるのはわかるが、独立行政法人都市再生機構等もグリーン購入の対象となっているのか。	25
11 － 8	合法性の証明は納品時のみに必要で、入札時には必要ないのか。	25
11 － 9	MDFなどに突き板などを貼る製品は、合法性の証明が必要か。	25
11 － 10	収納什器にシステムキッチン、下駄箱、造り付け収納などは入るか。	25
11 － 11	古材は合法性の証明が必要か。	26
11 － 12	グリーン購入法の基本方針に「品目及び判断の基準等」とあるが、木材関係の品目は何か。	26
11 － 13	国や独立行政法人は、グリーン購入で調達したものの合法性の確認を納入後に全ての物品等について行うのか。	26
11 － 14	グリーン購入法に規定されている品目で、仮にある業者が証明書を偽造した場合はどんな罰則があるのか。	26
11 － 15	合法証明を行うA社の納入元が仮に偽造等を行った場合、A社の責任が問われるのか。	27
11 － 16	地方公共団体ではどのような扱いになるのか。	27

12　合法性の定義

12 － 1	原木の生産される国又は地域における森林に関する法令とは具体的にどのようなものなのか。	27

13　持続可能性の定義

13 － 1	持続可能な森林経営が営まれている森林とは具体的にどのような森林なのか。	27

14　間伐材

14 － 1	グリーン購入法の基準では、例えば製材では①間伐材、林地残材又は小径木②①以外の場合は合法材であること、とあるが、間伐材製材と主伐の合法証明材が同時に並ぶなら、間伐製品を優先して調達するのか。	28
14 － 2	間伐材は合法証明する必要はあるのか。また、間伐材と主伐の区別はどうやって裏付けるのか。	28
14 － 3	間伐材と合法木材を区分して流通させなければならないのか。（区分すると大変な労力、事務量になるので、全て合法証明とならざるを得ない。）	28
14 － 4	間伐材や端材、建築解体材を原料とする場合、合法性の証明なしでも「判断の基準」を満たすということか。間伐材や端材を使用していると言う証明は必要ないのか。（庭木の伐採同様、メーカーが一筆書く方式でよいのか）	28

2. 証明方法（証明の連鎖）

20 全　般

20 － 1	分別管理は具体的にどのようにすればよいのか。	29
20 － 2	それぞれの木材の原産地を明らかにする必要があるのか。	29
20 － 3	ガイドラインに「証明に必要な事項を納品書等に記載することで証明書に代えることができる」（3（2）②オ（ア））とあるが具体的にはどのようにすればよいのか。	29
20 － 4	製品に合法性証明書が添付されている場合の取扱はどうなるのか。	29
20 － 5	ガイドライン4に記載されている「一定期間保管」とは具体的には何年なのか。	29
20 － 6	ガイドライン4に記載されている「証明の根拠を求められた場合」について、具体的にどのような場合に証明の根拠を求められるのか。	30
20 － 7	ガイドラインで示された3つの証明手法をミックスしての証明も認められるのか。	30
20 － 8	いかなる団体にも所属していない業者はどう対応すべきか。	30
20 － 9	当面の間は、伐採届の付いた合法証明木材と何も証明のない材とが大量に出てきてこれらを仕分けして下に流すのは、非常に難しい。（伝票を分けてつけるほどのメリットが無いため、実施がかなり難しい。）	31
20 － 10	3手法のミックスの場合の個別企業の取組による証明については、伐採から納入段階までの流通経路を把握する必要があるのか。例えば、個別企業独自の取組みを行っている企業（A）が、団体認定方式による証明材のみを取り扱っているのであれば、これら認定事業者だけを把握していればいいのではないか。	31
20 － 11	合法性の証明をするのに第三者の認証は必ず必要か。チップ、木粉など原産地（伐採証明）がロット毎に把握できにくいものがある。	31
20 － 12	3方法をミックスした場合は合法証明材といえるのか。例えば、海外のサプライヤーが森林認証を取得して製品を供給し、流通業者が団体認定を取得した場合は。	32
20 － 13	購入した製品について購入者自らがそれまでの証明の裏付けを行う必要があるのか。	32
20 － 14	加工・流通段階において納品書を活用する場合、どのようなことを記載すればよいのか。	32

21 森林認証制度

21 － 1	森林認証制度には具体的にどのようなものがあるのか。	33
21 － 2	すべての森林認証制度が合法性、持続可能性を満足しているのか。	33
21 － 3	森林認証を受けた森林から産出された木材が、CoC認証を取得した事業体を通じて納入される場合は、これら事業体はどのように証明すればよいのか。	33
21 － 4	CoC認証を取得していない事業体が認証マークの押印された木材製品を取り扱った場合、合法性等の証明はどのようになるのか。	33
21 － 5	森林認証材については、「認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明されることが必要である」（ガイドライン）とされているが、どのような伝票が必要なのか。	34
21 － 6	製品や梱包に森林認証制度のマークが付されていれば森林認証材であるといえるのか。	34
21 － 7	輸出者がFSCやPEFCのCoCを取得している証明書を提示してきた場合その貨物は合法性、持続可能性が証明されたといえるのか。	34
21 － 8	森林認証木材が証明書にミックスとか○パーセントなど、分別管理していないと思われる記載がある場合でも合法性、持続可能性を証明したことになるのか。	34

22 団体認定制度

22 － 1	どのような「団体」が事業者の認定を行うことができるのか。	39
22 － 2	「自主的行動規範」には具体的にどのようなことを定めるのか。	39
22 － 3	事業者の「認定等を行う仕組み」とは具体的にはどのようなものか。	39
22 － 4	団体はどのような情報を、どのように公表すればよいのか。	39
22 － 5	どのような証明書を引き渡す必要があるのか。	40
22 － 6	森林所有者についても団体認定の必要があるのか。	40
22 － 7	納入業者は団体認定の必要があるのか。	40
22 － 8	団体認定の単位は、工場単位か、それともいくつかの工場等を有する企業の本社が申請し、認定を取得することができるのか。	40

目　次

22 － 9	団体認定を取得した合板工場等が他の製材工場に賃挽き加工を委託した場合の証明書の発行はどうすればよいのか。	41
22 － 10	森林所有者が自分で伐採した原木を販売するときに合法性を証明するためには、森林所有者は団体認定を取得する必要があるか。	41
22 － 11	原木市場による代行証明とはどのような仕組みか。	41
22 － 12	原木市場では基本的に元々納品書を出荷者からもらっていない。市にかけるときに選別機にかけたり、検知したりして入荷量が初めてわかるのであって、文書管理をしろといわれても新たに書類を作るようになってしまう。具体的にどのようにすれば文書管理している事になるのかご教示願いたい。また、実行されている会社、組合の具体的書類の例を示していただけないか。	42
22 － 13	実際に団体認定を取得したが、どうやって証明を行えばよいのか。	42
22 － 14	建材メーカーが床材、階段材、窓枠、室内ドアなどを生産・販売する場合、床メーカーで構成する団体からの認定で他品目の証明を行えるのか。	42
22 － 15	素材生産業と製材業など複数の業種を兼種している場合、それぞれ別の団体から認定を受けなければならないのか。	42
22 － 16	業者が任意に集まったどのような団体でも認定団体になれるのか。	43
22 － 17	仲買などで、自前で「合法木材とそれ以外の木材・木材製品を分別して保管することが可能な場所を有してない場合」の分別管理はどうすればよいか。	43
22 － 18	県木連の合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領（全木連のひな形を含む。）には、認定の要件として、「分別して保管することが可能な場所を有している」こととされているが、素材生産業の場合は、通例丸太の分別管理場所を自社で所有していない場合が多い。その場合事業者を認定することができないのか。	43

23　企業独自の取組

23 － 1	「規模の大きな企業等」とは具体的にどのようなものか。	44
23 － 2	「森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握」とは具体的にはどういうことなのか。	44
23 － 3	「同等レベルで信頼性が確保」とあるが具体的にどのようなことをすればいいのか。	44
23 － 4	原木市場による代行証明とはどのような仕組みか。	45
23 － 5	原木市場出荷者の取り扱い要領では出荷者が出荷ごとに毎回、物件の合法性を示す文書と、合法木材証明依頼申請書を市場に提出することとなっているが、このことは団体認定の事業者に比べても厳しい要求なのではないか。申請書を2年に一回提出するということにならないか？	45

3.　証明方法（供給源の信頼性）

30　全　般

31　国産材の証明

31 － 1	森林以外の伐採届等を必要としない立木の合法証明はどのようにするのか。（住宅地のケヤキなど）	50
31 － 2	国産材（民有林および国有林）の伐採許可書は誰がどうやって発行するのか。	50
31 － 3	保安林を伐採する場合合法性を証明するにはどのような書類がいるのか？	50
31 － 4	保安林以外で、森林施業計画を立てている場合は、どのように合法性を証明したらよいか？	50
31 － 5	保安林以外で、森林施業計画を立てていない場合は、どのように合法性を証明したらよいのか？	51
31 － 6	林地開発許可を得て伐採する場合など、森林法上の届け出が不必要な場合は、どのように合法性を証明したらよいのか？	51
31 － 7	原木市場において、製材不適となり、チップ向けとなった原木についてどのように取り扱えばよいか（合法証明が必要なのか）。	51
31 － 8	住宅地の造成やダムの開発等に伴い伐採され、行き場が無くチップ工場へ搬入されてきた木材の合法性を証明するには、具体的にどのような証明書を必要とし、どのような手続き等が必要となるか。	52

32 輸入材の証明

32 － 1	買付先の海外現地法人から、英文証明書の様式を求められているので、どのようなものが適当か示して欲しい。	53
32 － 2	諸外国から輸入する場合、国別の合法性の証明となる手続きや書面等を紹介しているホームページや冊子があれば教えて欲しい。	53
32 － 3	海外からの木材・木材製品には輸出許可書のみで合法性を満たすか。	53
32 － 4	海外で団体認定を行う業界団体はどの国のどの組織か。	53
32 － 5	モデルケースとして以下の場合に、各業者はどうやって合法証明に取り組むべきか。 モデルケース:マレーシア産丸太を国内合板メーカーがA商社から購入し、合板を製造。2次加工メーカー（認定事業者）がその合板とB商社（認定事業者）から購入した中国産ナラ単板で天然ツキ板化粧合板を製造。 1次問屋（認定事業者）、2次問屋（認定事業者）を経て、内装業者（認定を受けていない）が政府に直接納入した。	54
32 － 6	中国から木材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。	54
32 － 7	ロシアから木材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。	55
32 － 8	北米から木材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。	55
32 － 9	欧州材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。	56
32 － 10	インドネシアから木材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。	56
32 － 11	マレーシアから木材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。	56
32 － 12	パプアニューギニアから木材を輸入する場合どのような手続きや書面が合法証明となるか。	56
32 － 13	ミャンマーでは「育林税」と訳される税制度が設定されたと聞いている。この税金は伐採後の育林事業に使用されると聞いているので、この税金の納税証明があれば、合法性の証明となるのか。	57
32 － 14	ミャンマー－中国の越境輸入については違法とされてきたが、育林税の納税証明があれば、合法と証明できるのか。	57
32 － 15	コルクタイル、コルクシートをポルトガルから輸入している。原材料のコルク樫の樹皮は、採取後9～10年で再生するが、再生の期間はポルトガルの国で決められている。ワインなどのコルク栓を取った後の残材を利用しているので、エコマークを取得しているが、このような製品でも合法性の証明が必要なのか。	57
32 － 16	ユーカリ、アカシア、パイン系などの植林材で合法証明は必要か。	57
32 － 17	ゴムの廃材製品は合法証明は必要か。	57

33 合板型枠の証明

33 － 1	グリーン購入法基本方針に平成 27 年４月から追加された合板型枠とは、どのようなものか。	67
33 － 2	他の公共工事資材の製品（例：製材）の合法性、持続可能性の確認では、板面表示を求めていないが、合板型枠ではなぜ板面表示の確認が必要なのか。	68
33 － 3	板面表示は、何を記載すればよいのか。	69
33 － 4	板面表示は、どこに表示すればよいのか。	70
33 － 5	板面表示は、シール添付でも問題ないか。	70
33 － 6	板面に表示が付いていれば、納品時に合法木材証明書がなくても合法木材と言えるのか。	70
33 － 7	輸入合板は、輸出国の合板工場で生産されており日本に輸入される際には、パッケージになっているため、輸入業者が板面に表示することは困難であるが、輸出国の合板工場で輸入業者の認定事業者番号等を印字することはできるか。	70

10. 一　般

Q 10-1 違法伐採とはなにか。

A 「違法伐採」の定義について、国際的に確立されたものは存在しませんが、一般的には、それぞれの国の法令に違反して行われる伐採を指すものと考えられています。具体的には、例えば、正規の許可を受けていない伐採（許可された量・サイズ以外の伐採を含む）、伐採禁止地域における伐採、伐採が禁止されている樹種の伐採等が挙げられます。

Q 10-2 違法伐採の現状はどのようになっているのか。

A 違法伐採が多いと見られているのは、東南アジア、ロシア、アフリカ、中南米です。違法伐採の現状に関する調査報告の例として、インドネシア政府と英国政府との合同調査（1999年）では、インドネシアで生産される木材の50%以上が違法伐採木材であると報告されています。また、環境NGOは、ロシアから生産される木材の20%が違法伐採木材であり、許可証なしの伐採、許可証の偽造等の行為が横行していると指摘しています。

Q 10-3 なぜ、我が国で違法伐採対策に取り組む必要があるのか。

A 森林の違法な伐採は、森林の減少・劣化、森林生態系の破壊等をもたらすのみならず、木材生産国の政府収入の損失、消費国を含む木材市場の歪曲など様々な問題を引き起こしています（輸出国において不法に伐採されコストをかけずに廉価に輸入される木材は我が国の林業等へも悪影響を及ぼします）。我が国は、違法伐採が行われていると言われる国々からも木材・木材製品を輸入していることから、輸入国として責任ある取組みを行うことが求められています。

Q 10-4 日本政府はどのような対策を講じてきたのか。

A 我が国は、1998年のバーミンガムサミット（英国）において、世界の森林に関する行動計画である「G8森林行動プログラム」（違法伐採対策を含む）について合意、また、2000年のG8九州・沖縄サミット以来、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づいて、違法伐採対策の重要性を一貫して主張してきたところです。こうした中、違法伐採対策として、木材輸出国における木材追跡技術の開発、衛星データを用いた森林の把握技術の開発、関係諸国との情報交換、国際熱帯木材機関（ITTO）が実施する違法伐採対策プロジェクト（木材貿易統計の整備等）に対する支援等を行ってきました。また、2005年のグレンイーグルスサミット（英国）の結果を受け、日本政府は、グリーン購入法の枠組みのもとで政府調達の対象を合法性等が証明された木材・木材製品とする措置の導入、違法伐採木材の輸入や取引を止めるための任意の行動規範の策定に向けた各国への働きかけ等に取り組むことを表明しています。

Q 10-5 このガイドラインは国内、海外を問わず適用されるのか。

A 本ガイドラインは、内外無差別の原則に立ち、我が国の政府調達に向けて木材・木材製品の供給をしようとする事業者においては、国産材、外国産材を問わず平等に適用されるべきものです。従って、国産材、外国産材ともに、伐採に当たって法的手続きが適切になされていることが証明の始まりとなります。

Q 10-6 このガイドラインに示された証明方法以外は認められないのか。

A 本ガイドラインにおいては、3つの方法を示していますが、これら以外にも、公的機関が取り組む証明方法、例えば、インドネシアにおいて、森林からの丸太搬出証明書（SKSHH）と連動する形で木材産業活性化機構（BRIK）が発行する輸出許可証明書により証明する方法などが考えられます。また、これらの方法が組み合わされた形で証明の連鎖がなされる場合もあるものと考えられます。

Q 10-7 ガイドラインの見直しはいつ行うのか。

A 平成18年6月に設置された、違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会が設置されて検討すると共に、業界団体による自主的取組の実地検証等を行いつつ、さらに実効性が高いものとなるよう検討を行うこととしています。

Q 10-8 材料の一部に木材・木材製品を使用している製品はガイドラインの対象になるのか。

A 合板、パーティクルボード、紙などの製品では、FSC製品のマークや伝票にFSCmixed、FSC-recycledなどと記載される例があり、またPEFCでもパーセンテージ表示で記載されている場合があります。この場合、当該認証木材とそれ以外の木材が分別されず製品に混ざっていることを示しています。ただし、SGEC、FSC、PEFCの場合、認証木材であることを表示する条件として、混入する認証木材以外の木材についても一定の管理下におき、少なくとも合法性は確認されたものであることを要求しています。よって、森林認証木材の分別管理がなされていなくても、上記の制度の場合は（持続可能性は別にして）合法性は確保されているといえるでしょう。その他の森林認証制度の場合は、そのことを確認してください。

11. グリーン購入法・基本方針

Q 11-1 政府調達とはどの機関が行う調達をいうのか。

A 国（国会、各省庁、裁判所）及び独立行政法人に加え、政令において定められている以下の法人が該当します。

・日本私立学校振興・共済事業団
・沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、日本政策金融公庫及び住宅金融公庫
・国際協力銀行及び日本政策投資銀行
・商工組合中央金庫
・日本中央競馬会等

Q 11-2 調達の対象は、合法性、持続可能性の両方が満たされたものなのか。

A 政府調達においては、「合法性が証明されていること」が調達の要件（判断の基準）となります。一方、持続可能性については、調達に当たって配慮することが望ましい事項となっており、要件とはなっておりません。

Q 11-3 長期に保有している木材、木材製品（在庫）についてはどのような扱いになるのか。

A グリーン購入法の基本方針に、「平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記（林野庁）ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。」と規定されており、18年3月以前に伐採された木材、木材製品（在庫）については合法証明（伐採段階において適法に手続きがなされたことの証明）が必要ないこととなっております。なお、特に原料である木材を長期に保有しておく必要がある事業者にあっては、木材への表示、在庫整理簿の備え付けなど、これらの管理を適切に行っておく必要があると考えます。

Q 11-4 グリーン購入法の基本方針において、平成18年3月31日時点で在庫品であったものについては、合法証明の必要はないとしているが、3月31日以前に販売契約を締結している立木についても、在庫品として位置づければ合法証明の必要はないのか。

A この場合、立木については合法証明が必要となります。林野庁の定めるガイドラインでは、合法性について、「伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続が適切になされたものであること。」としております。このため平成18年3月31日以前に立木販売契約を締結したものについて、4月1日以降に伐採を行うのであれば、例えば、森林法に基づく伐採届の写し等を証明根拠として合法性の証明をおこなっていただく必要があります。

Q 11-5 木製扉は特定調達品目か。

A グリーン購入法に基づく調達方針の”建具”の中に、特定調達品目として、木製扉の記載がありませんので、対象とはなりません。今後対象となる可能性はあります。

Q 11-6 対象品目は今後増えていくのか。具体的には、システムキッチンや床材は対象品目になるのか。

A 対象品目は、環境問題に対する意識の高まりから、今後増えていくものと思われます。システムキッチンや床材についても、合法証明木材・製品の流通事情を勘案し、対象品目に加えられる可能性があると考えております（床材は平成19年度から対象品目に加えられました）。

Q 11-7 国や都道府県の施設や住宅はグリーン購入の対象となるのはわかるが、独立行政法人都市再生機構等もグリーン購入の対象となっているのか。

A 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において定められている独立行政法人等に該当する機関が調達する環境物品等が対象となります。したがって、例えば、独立行政法人都市再生機構等が行う公共工事も対象となります。

Q 11-8 合法性の証明は納品時のみに必要で、入札時には必要ないのか。

A 証明書の提示は納品時において必要となります。

Q 11-9 MDFなどに突き板などを貼る製品は、合法性の証明が必要か。

A 必要です。

Q 11-10 収納什器にシステムキッチン、下駄箱、造り付け収納などは入るか。

A 収納用什器にどのような製品（商品）が該当するのか、具体的なことについては、環境省にご確認いただきたいと思います。

11. グリーン購入法・基本方針

Q 11-11 古材は合法性の証明が必要か。

A 解体材、廃材などのリサイクル木材は、合法証明の必要がありません。古材については、民家の解体材でしょうから、証明の必要はありません。

Q 11-12 グリーン購入法の基本方針に「品目及び判断の基準等」とあるが、木材関係の品目は何か。

A 対象品目は、紙類（情報用紙、印刷用紙）、文具類、機器類（椅子、机、棚など）、インテリア・寝装寝具（ベッドフレーム）、公共工事（製材等【製材、集成材、合板、単板積層材、フローリング】、再生木質ボード【パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板】）。特定調達品目とその判断の基準については、環境省が物品等の開発・普及の状況等に応じて毎年見直しを行います。

Q 11-13 国や独立行政法人は、グリーン購入で調達したものの合法性の確認を納入後に全ての物品等について行うのか。

A 政府機関の調達者は、調達物品等の全てについて、その納入時に提出された合法証明書により確認します。これ以上チェックするかどうかは調達者の判断によります。

Q 11-14 グリーン購入法に規定されている品目で、仮にある業者が証明書を偽造した場合はどんな罰則があるのか。

A グリーン購入法には罰則規定はありません。このため、納入業者が書類を偽造した場合は、虚偽記載として公正取引委員会か、国等の会計関連法令に基づき処置が行われます。これ以外の事業者においては、民法等に基づく訴訟の場で判断される場合もあり得ます。なお、団体認定を受けた事業者がこれを行い、団体が悪質と判断した場合は、団体のホームページ等において社名を公表することもあり得ます。

Q 11-15 合法証明を行うA社の納入元が仮に偽造等を行った場合、A社の責任が問われるのか。

A A社が適切に合法証明を行っていれば、道義的な責任はともかく法的な責任を問われることはありません。

Q 11-16 地方公共団体ではどのような扱いになるのか。

A グリーン購入法に基づき地方公共団体などにおいても環境物品等の調達に努める責務があり、独自の調達方針等を定めて取り組んでいるところが増えています。このため、多くの地方公共団体などでも同様に合法証明木材が求められることになります。

12. 合法性の定義

Q 12-1 原木の生産される国又は地域における森林に関する法令とは具体的にどのようなものなのか。

A 国が定める法令のほか、都道府県等（海外においては州等）が定める条例等のうち森林の伐採の制限に係るものを含みます。今回の政府調達のガイドラインは、これら森林に関する法令に着目して違法性を判断することとしています。

13. 持続可能性の定義

Q 13-1 持続可能な森林経営が営まれている森林とは具体的にどのような森林なのか。

A 森林（特に個々の森林所有者毎）の持続可能性の定義については、国際的に合意されたものがありません。このため、当面、証明書を発行する者等が、各国の実情、持続可能性に関する議論等を踏まえ、持続可能性が担保されていると合理的に説明できると判断したものについてはこれを満たすものとして取り扱うことを考えております。なお、例えば、森林認証を取得した森林、森林の取扱い（伐採、造林等の施業）に関する計画が持続性の観点から公的に認定されている森林などは、これに該当すると考えます。

14. 間伐材

Q 14-1 グリーン購入法の基準では、例えば製材では①間伐材、林地残材又は小径木②①以外の場合は合法材であること、とあるが、間伐材製材と主伐の合法証明材が同時に並ぶなら、間伐製品を優先して調達するのか。

A どちらを優先して調達するかは、調達者が用途上の機能面及び需給上の制約を考慮して判断することとしています。また、環境省が公表する調達実績及び評価書には、公共工事は国民の生命、生活に関係するため、長期的な安全性や機能を確保するとし、コストの兼ね合いもあるとしています。

Q 14-2 間伐材は合法証明する必要はあるのか。また、間伐材と主伐の区別はどうやって裏付けるのか。

A 間伐材、端材、林地残材等は今回の合法証明の対象外となっています。これらについては、製品の出荷時に間伐材等であることの証明書（申告書）を提出していただくことになります。裏付けは、受領した証明書（申告書）となりますが、その確認を行うとすれば伐採段階の書類（例えば、森林所有者が市町村に提出する伐採届に伐採方法を記載する欄があり、主伐か間伐かを記入）で確認することとなります。なお、間伐材とは、「育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）した材」のことですし、主伐材は「次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部を伐採して得られた材」のことですので、林齢（年輪）や径級などの外形で判断することは困難であると考えています。

Q 14-3 間伐材と合法木材を区分して流通させなければならないのか。（区分すると大変な労力、事務量になるので、全て合法証明とならざるを得ない。）

A 間伐材等については、合法木材と同等のものとして、合法木材と一緒にして、「合法木材」として流通させることができます。また、「間伐材」として供給したい場合は、これを分別し、納品書等に間伐材であることを明示して、間伐材として流通させることもできます。

Q 14-4 間伐材や端材、建築解体材を原料とする場合、合法性の証明なしでも「判断の基準」を満たすということか。間伐材や端材を使用していると言う証明は必要ないのか。（庭木の伐採同様、メーカーが一筆書く方式でよいのか）

A 間伐材等については、合法性の証明は必要ありません。ただ、間伐材等であることを明示しなければ、合法性の証明されない木材として取り扱われ、政府調達の対象外となってしまいますので、納品書等に”間伐材””端材”と記載して供給することが必要です。